

## 第3回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

### ○事務局

定刻になりましたので、第3回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。私はこの調査会の事務局であります、学校支援課の池辺と申します。

神奈川県いじめ防止対策調査会は、県教育委員会の附属機関でありまして、県教育委員会からの諮問に応じて、県立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する重要事項や、県立学校におけるいじめの重大事態について調査審議するために設置されている組織です。

なお、本日の会議ですが、出席者が委員の半数を超えておりますので、開催の定足数を満たしております。上田委員、荒井委員は欠席となっております。

また、一般傍聴者1名、報道関係者5名が本日の会議を傍聴されています。

それでは、以降の議事進行は柳生会長にお願いいたします。

### ○柳生会長

改めまして、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、協議に入る前に、会議の公開について諮りたいと思います。本日の会議のうち、次第2、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項がございます。いじめの重大事態と疑われる個別の事案について審議を行う場合、プライバシーに関する事項を取り扱うことがありますので、非公開としたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

— 賛成過半数 —

### ○柳生会長

ありがとうございました。過半数以上ということで、それでは次第の2については非公開としたいと思います。

## 1 いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項

### ○柳生会長

続きまして、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項ですが、前回に引き続き、いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について協議をしていきたいというふうに思います。事務局が作成いたしました資料を使用しながら議論していきたいと思いますので、資料について事務局から説明をお願いいたします。

— 事務局から説明 —

## ○柳生会長

ありがとうございました。それでは、事務局の説明の中で、ご質問等がありましたら、お願いします。

## ○小池委員

1点確認させてください。資料1の公表ですけれども、ここでいう公表というのがどのような公表を意味しているのか、インターネット上への公開なのか、記者会見での公開なのか、情報公開手続の公開なのか、あるいはそれ以外の公開なのかわかりませんでしょうか。

## ○事務局

我々としては、ただ単に公表をしていますかという聞き方をしたのですが、回答の中には、場合によっては記者クラブのみに公表したなど、そういった内容もございます。ただ、広くは一般に向けての公表、すなわちホームページ上の公開ということの意味しているということによろしいのかなというふうに考えております。

## ○柳生会長

他にございましたら、よろしいですか。

それでは協議に入りますが、以後はフリートークで約1時間取りたいというふうに思っていますので、活発なご意見を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。どのような視点からでも構いません。

近々には仙台市のいじめ心中事件が取り沙汰されていまして、どこかの高校では、体罰のことも出ていましたよね。インターネットというのも大きないろいろな意味での対応の選択肢を迫られることだと思います。

## ○小島委員

ちょっと教えてください。資料1の別紙のところで、報告の仕方、公表の仕方ということなのでしょうけれど、まずこの被害児童生徒の同意ありと被害児童生徒の同意なしとの二つに分けて考えて、どちらかの方でしたらどういうふうにしようか、同意がない場合だったらどうしようかというふうに二つに分けてみんなで考えてみるのがよいと思うのですけれども、その被害児童生徒の同意というところは、生徒が表現しない場合、保護者さんの意見というものの同意というふうに分けて考えるのはどう考えればよいのかなと思うのですけれど。本人は良いと言った。でも親は嫌と言ったとか、本人は嫌と言ったのですけれど、両親たちは絶対公表すべきだとか、そのところが、どこが主体になるのかなということもちょっと教えていただきたいのですけれども。

## ○柳生会長

今の話題について、ちょっとお話を進めたいと思います。例えば、6、7歳のお子さんが先生から「どう、これみんなに出していいの」と聞かれたら、いいよというかもしれません。しかしながら、抽象的概念が発達していない子どもが言うのと親が言

うのとでは随分違うと思います。だから、公表する側としては、もし公表するならば、どういう線引きをするのかということも考えていかないといけないと思います。

### ○永田委員

前回欠席してしまって、流れについて行けているかどうか不安なのですが、公表版同意ありか同意なしに基づいて、どちらか、同意ありの場合と同意なしの場合、それをご家族なのか本人なのかということも、精査した上で私たちが準備をしておくという形になっているということですよ。年齢にもよりますが、家庭の判断でということが、保護者の方、本人も含めた上での同意なのか同意でないのかということもきちんと確認したほうがよいと思います。特に同意なしの場合にどのように公表するかというのは、本当に繊細に注意を持って決めていった方がいいかなと思っている次第です。

### ○佐藤雅己委員

実際にその同意の有無を取るときに、保護者と被害児童生徒が別々の場で意向が食い違うということはあまり想定しにくいのではないかと思います。ただ、子どもには、意見表明権もあるでしょうし、きちんと確認をとらなければいけないのですが、同じ場でよく話し合っていて結論を出していただくというのが現実的かなとは思っています。

### ○佐藤みのり委員

同意があるなしで分けるのは確かに大切な視点だと思いますが、とりあえず公表するかしないかというところで、公表によってどんな影響が出るのかということにも注目したほうがよいと思います。その上で資料1を見てみると、実際にいろいろな影響が出たという回答が二つの団体から出ていますが、これが教育委員会などが公表したことによる影響なのか、それともそのほかの影響なのか区別しないといけないと思います。そもそもその何らかの事実が、例えばインターネットなどで出たことによってマスコミが取材に行くということになったのかとか、例えば、その後のいじめた側の生徒への影響の中には、調査報告書の内容に疑問を持っている方もいるということで、これは公表したことに対して何か文句があったというよりも、むしろその内容に文句があったということだと思えるので、ここに書かれている影響がどれほど大きいのかについてはやはりよく議論した上で、公表したことの影響なのか、それ以外による影響なのか、区別しないと。教員のところもそうだと思うのですが、教員のケアが必要になったということが出ているのですが、これも公表による影響と言うよりは、そもそもいじめの事態発生やその後の解決に伴うケアが必要だったのかなと思うので、あまり影響を過大に評価せずに、実際のところで議論していく必要があるのかなというふうに思います。

### ○柳生会長

全くおっしゃるとおりだと思います。

重大事態に係る調査報告書を公表した場合の影響なのですが、影響あるに丸を

した方々の詳細というのは、ここに表れているだけなのでしょう。

### ○事務局

直接お会いしたりとか、電話で少し話を聞いたりしたというのがあるのですが、なかなか簡単に申し上げるのは難しいかなというところがあります。

### ○柳生会長

実際調査をしてみて、私も5年目になって、いろいろな調査をして、先生方が涙を流したり、足がガタガタ震えていたりというような、そういう状況も経験してきたわけです。だから、一概に文書だけ見て、判断できないところがあるのです。だから、そのようなことを前提としながら、今までやってきた先生方からもいろいろなご意見を伺いたいのですが。

### ○事務局

今回こういう調査票を用いて調査をしたわけなのですが、例えば同じように何らかの取材があったということに影響があったととらえる団体と、それは影響はないというふうにとらえる団体とに分かれてしまうのです。ですので、こういう整理の仕方を今回させてもらったのですが、自治体によってのとらえ方というのも、同じことがあっても、ちょっと違うのかなというのは感じました。

### ○佐藤みのり委員

また違った観点なのですが、今回公表版というのを実際に見せていただいて、横浜市のをよく読んでみたのですが、公表版は新しく作る形であっても内容はとても伝わってきますし、またこれを読めば今後の予防とか、そういう対策にも活かせる内容になっているのかなというふうに思ったので、最初は黒塗り版か公表版かという議論のところでも迷いもあったのですが、こういった形である程度具体的に入れながらまとめることができるのであれば、公表版にもすごく意味はあるのではないかなと思いました。

### ○柳生会長

公表版の信頼性みたいなことについては何か意見は聞いていますか。

### ○事務局

その方とお話した中では、公表版の作成についても被害を受けた側と時間をかけて調整をしているというふうにおっしゃっていました。公表版を出すことによって、ある程度正しく伝わるようにはなったのではないかとというふうに担当の方はおっしゃっていました。やはり公表版としながらも、事案の概要の詳細については非公開非公表ですので、そういう配慮はしているし、そういった場合でも再発防止策については、詳細に記載をしていると。これを各学校に配布して、各校におけるいじめ防止の取組、これに資するものと、そういうふうなことをおっしゃっていました。

## ○柳生会長

それぞれの立場からで結構ですので、永田先生からご意見を頂戴したい。例えば、公表されることによって、我々の社会、もしくは我々被害者加害者等に含めてのレジリエンスみたいな、回復力みたいなものが促進されるのであれば、それは論理的に説明はつくのかなとは思いますが、先生はどう思われますか。この間ちょっとその話をしたときに、どうしても我々は後ろ向きになるから。やはりかわいそうだ、やはりこうだ、これやってないのではないかということだとかやりますけど、そうではなくてもうちょっとポジティブな心理学の立場からこれを見ることによって、我々も自制心が出てきたり、精神的な臨床性みたいなものが保証されるのであったならば、論理的におかしくはないとは思っているのですが。

## ○永田委員

本当にもう調査報告書を作った方々が、それを公表することによって、何を伝えたいかということが大事なのだろうなというふうに思っているので、その黒塗り版と公表版をどう作っていくかということもすごく大事なことなのだろうと思って、それこそ先ほど佐藤先生がおっしゃったように、再発防止、予防だつたりに資するような公表版を作っていこうという作成者側の意図がすごく大事かなと思っています。

## ○小島委員

黒塗り版と公表版、概要版があるのですが、ここの例えば横浜市の公表版というのは、どれがどれというのはわからないわけですから、本当は黒塗り版があるのですか。

## ○事務局

聞いた限りでは、公表版のみだということでした。

## ○小池委員

横浜市は、公表するのは公表版。黒塗り版を公表することは、条例上していない。答申上はそうなっていました。

## ○佐藤直樹委員

私も市の方で調査委員会の報告書を作る過程を経験しているのですが、やはり黒塗り版だと何か隠しているのではないかと、そういった印象を持たれてしまつて、先ほどどなたかもおっしゃっていましたが、この公表版を見る限りでは、個人情報に最大限配慮しながら、再発防止ですとか、未然防止のための手立てというのは比較的具体的として書かれているのではないかなと。私どもが作ったものに関しても、そういった方向でまとめましたので、私は黒塗り版というものよりは公表版を意図したものの方がよろしいかという印象です。

## ○小林委員

私も同じような意見なのですが、やはり黒塗り版の黒く塗られたところに何

が書いてあるのかとか、ここはどういうことなのというのを、全員ではないですけど、やはりこれを見たときに誰かしらその詮索をして、その次の内容、次のことを知りたくなるのがもしかしたら人間なのかなというところがあります。それよりも、この公表版を作ることによって事実がねじ曲がってはいけないのですけれども、やはり次に何のためにこれを出したのかというところ、いじめ防止のために資するということを目的にするのであれば、公表版の方が良いのではないかと思います。

### ○柳生会長

我々が調査報告書を書く視点もやはり再発防止、二度とこういうことがないようにという願いを込めて作っているわけなのですけれどね。

### ○瀬高委員

黒塗り版か公表版かという、そういうことであるならば、やはり概要版なり公表版なりというのがあるのがいいのかなというふうには思っております。前回の会議でも申し上げたのですが、どうしてもこだわってしまうのが、そもそも何のための調査委員会であって、そこで作られる調査報告書なのだという事を言えば、多分最悪もう、一生懸命育ててこられたお子さんをいじめなどで失ってしまうような辛い思いをされた保護者の方に、真実一体何があったのだということをご極力誠実にお伝えするために作られるのがそもそも報告書の第一義だと思いますし、幸い私は学校長として調査を受ける立場にはなったことはございませんし、あってはいけないのですけれども、万が一そういう立場になれば、それを一義に、誠実に事実に向き合うのが、学校のとるべき姿勢なのだろうなというふうには思っております。だとするとおそらく公表をするということになるのであれば、おそらく趣旨が違うものを、これは保護者の方に真実をお伝えするものです。こちらは、あくまで学校としての立場ですけれども、これは再発防止であるとか、予防に有効な視点から今回の件を踏まえてお示しするものだという、やはり目的が違うのではないのかなという思いがどうしても残ってしまいます。ですので、黒塗りというのは本当に詮索をされるものもありますし、本来黒塗りであるというのは、親御様のために作られた、本来真実を報告すべき相手のために作られたものをそういう形で他の方にも見ていただくということになるので、少し場合によっては目的を損じてしまう結果を招く恐れが内包されているのが、やはり否めないかなというふうには思っております。公表の方向でということが一つの形であるならば、黒塗りか公表版かと言われれば、公表版の方が目的に合っているのかなというふうには思います。

同意ということなのですけれども、この公表に同意をするというのが非常にある意味抽象的であって、公表することによってどういうことが起きるかということまできちんとご認識を持たれているのかなというのが、ただオープンにされるということだけではなくて、ちょっとうまく言えないのですが、その結果にこういうことが出てくるかもしれないし、もしかしたら、そこに登場した被害の方は、そのことによって小学校時代中学校時代にいじめを受けていた子という、そういう人ということ、ある意味一生そういう目で見られる危険性もないではないし、そういうこともすべてのリスクなども含めて、同意をしていただくというときにはきちんとご説明をするなり何

なりをする必要があるのかなというふうにはちょっと考えてしまいます。

### ○大谷委員

今瀬高委員が言われたように、私も一つはその同意のところについては、同じ意見を感じていました。前回の会議でも話が出ましたけれど、公表する上でのメリットデメリットというのをきちんとそのエビデンスを明確にした上ででない、公表する意義みたいなものもやはり薄れるだろうと思いましたが、または公表することを同意を求めるといふ話にするのであれば、その公表する上でのメリットデメリットというのはいくつかありますよということまできちんと説明をした上で確認をしていくという作業が、当然大切な話になるのではないかなというふうに感じました。併せて、その上でその同意ありなしのところの論議については、後で被害を受けたお子さんご家族の方から変更するという事は当然あって当たり前の話かと思うのですが、何か同意を得たから、ではやりますというようなそういった、被害者側のお子さんご家族の責任が重くなるような印象が少しあったものですから、その辺はきちんと整理する必要があるかなというふうに感じた次第です。

### ○大滝委員

ほぼ、もう言い尽くされたと思うのですが、この調査のそもそもの目的で言えば一つは、いじめを受けた子どもの人権を回復するというか真実を明らかにして、きちんとそういう子を守ってあげるといふ大きな目的がありますよね。もう一つは、次なるいじめを未然に防ぐとか、あるいは早期発見をするための資料にするというそういう二つの大きな目的があると思うのですが、結論から言うと私はこの間からずっと今日まで考えてきて、公表版にはやはり概要版が良いと思っています。それは、一つは黒塗り版という非常に不信感を持つ可能性もあるということと、もう一つ先ほどから出ている同意の問題なのですけれども、同意は、0か1の同意ではないと思うのですよね。公表してよいかいけないか、あるいはここは公表してもよいけれど、ここは公表しないでくれ、事実関係はちょっとやめてくれとか、住んでいるところはやめてくれとか、学校の名前はやめてくれとか、あるいはこんなにいじめられたという内容はぜひ発表して欲しいとか。だから、0か1ではないものを同意があったかなかったかという議論は非常に重要ではあるけれど、一步間違えると乱暴になってしまつて、むしろここここは公表してもらってもよいけれど、この辺は勘弁して欲しいということに依じたそういう公表版を作っていく必要があると思うので、ちょっと変な言い方ですけど共同作業みたいな、どっちかがどっちかに丸投げでもなくて、この調査会と被害に遭ったお子さんの親御さん、お子さんとの、そこに教育委員会とか場合によってはちょっと入ってもらい必要があるかもしれないけど、その共同作業みたいな形でいくのかなと思っています。公表版を作るのは、基本的には教育委員会や学校ではなくてこの調査会が責任をもって公表版まで作るということで、ちょっと手間にはなりますけれど、ただ、本質においては、この委員会の中で公表版を責任を持って作っていく、その際にはさっき言ったようにご家族本人ときちんと会いながらやっていくということになるかと思っています。

### ○柳生会長

個別の事案ですし、これがAの事案とBの事案と同じということは、永久に有り得ないぐらいの組み合わせができると思うのですよね。それを公表するかしないかの二

択ではなくて、読む側のとらえ方もあるだろうし、それをどう活かすかということに恣意的なものが入って来ないだろうかということを見ると、もう無数の可能性が考えられる。だから、その無数の可能性に対して答えられるかということも我々覚悟しておかないといけないし、答えていかないといけないと思いますね。

### ○佐藤直樹委員

今会長がおっしゃった無数の可能性ということは私も同感でして、主観的な事実と客観的事実がどうしても一致しないケースがあります。その部分がやはりぎりぎりまで、主観的事実と客観的事実を近づけようという作業をするのですが、そこから先どうしても埋まらない場合やはりそういう法的な対応という意味でいじめ防止対策推進法以上のことがやはり求められてきてしまうと、ここでも確認できなかったというような表現がありまして、横浜市の公表版についても。やはり私は会長がおっしゃったような意見に同感でございます。

### ○小池委員

そうしましたら、ちょっと議論の整理にかかった方が良いかと思うのですけれども、まずどういう目的で公表するのかというところなのではあるけれども、先ほどありましたとおり調査そのものは被害者、特にいじめ自死の場合であれば典型ですけれども被害者家族、そういった方々の気持ちにこたえる、真実を知りたいという気持ちにこたえるというのが調査の趣旨ではあるのかなと思います。ただ、公表の趣旨ということによって若干違ってくるのかなと思うところもありまして、はっきり言ってしまうと、神奈川県の場合は、調査報告書を被害者側の方にお渡ししますので、被害者側の方は受け取ったその報告書をもって、それで被害者側の方が記者会見をやることもできるし、インターネットにアップすることもできる。それが直ちに名誉毀損になるかと言ったら、そういうものにはならないでしょうから、被害者側の方が公表しようと思えば、インターネットにアップしようと思えば基本的にはできる状況にあるということにありますから、むしろ教育委員会の行う公表というのは、主眼は、もちろん被害者側の方の気持ちにこたえるという面もあるのだけれども、再発防止のために、みんなのために資するという要素の方も、調査そのもの以上より、再発防止というウエイトは大きくなるのかなと、そういうところは思うところあります。その上で公表について、公表そのものについて否定的な考え方を取られている方はいらっしゃらないというふうに理解したのですけれども、公表のあり方はどうかと。簡単な議論の方からすると、黒塗りを主としてインターネットの公表ということを見ると、黒塗りをインターネットに公表するというのがあまり好ましくないという意見が多数あり、実際のところいろいろな憶測を生みやすいというのは私もそう思いますので、公表する場合には公表版・要約版そうしたものを作って、公表するという方向はよろしいのではないかと思うのですけれども、その公表版を作成するにあたって、これが、かなり悩ましい手続きになっていくのかなというところが想定されます。簡単に要約版を作って簡単に同意ただけで簡単に公表というルートが取れるものであればさほど悩まなくていいのかなと思うのですけれども、例えば事実関係に争いがあり、特に被害者側のおっしゃることを100%入れられなかった場合に、横浜市なんかでも事実の確認できなかったというような記述がありますけれども、そうしたところについても話し合いをしながら詰めていくということになると、事案によってはかなりしんどい作業になる可能性はあるのかなと思います。ただおそらく、それは公表版を作るとなったら、ある程度、覚悟の上の作業ということにならざるを得ないのかなというふうに思

います。そうしたことで、被害者側の方と対話をしつつ、調査委員会の方で、どこまでの労力を割けるかという問題はあるにせよ、作っていくという方向でそれは良いのかなというふうに思います。その際の被害者側の方の同意とか、その同意の基礎となる情報提供だとか、あるいは、その同意の内容とは一体どこまでの同意なのか、その難しい問題もあるのですけれども、それをおそらくその対話の中で、委員会の場においていただいて、こういうふうに公表しますけれどもいかがでしょうかという中で公表したらどうなるのですか、というような質問がなされるでしょうから、そうした対話の中で、同意の質、同意の基礎情報、同意の範囲、そうしたものがその都度の対話の中で明らかになっていくという、非常にその都度の判断ですので、難しいのでしょうけれど、おそらく一件一件違うというお話がありましたけれども、その作業は不可欠なものなのかなというふうにお話を伺っていて思いました。あと同意の主体の方なのですが、これは理屈を述べてしまえば、基本的に未成年ですから、保護者が代理権を持っています。同意権もありますけれども代理権を持っていますから、子どもの意思にかかわらず基本的に保護者がやっちゃって構わないというのは、法律上原則ということになります。だから保護者が出してくれと言えは出す。保護者が出してくれると言えは出さないベースになるのですけれども、ただ、子どもがある程度の年齢になってきたときに、保護者が出すと言っているのに子どもが出すなと言うケースであれば、これはちょっと子どもの意見を尊重しなければいけないケースというのも多々あるかなと思うので、保護者等、親御さんの意見が一致している場合であれば基本的には保護者の意見採用で良いのでしょうかけれども、保護者が出す、子どもが出さないというケースについては、おそらく個別ケースの問題になってくるかと思えますけれども、その都度検討を要するのかなと。理屈の上では保護者の意見で通してよいのだけれど、理屈だけで通してよさそうな問題とも思えない。ましてや、18歳成年なんてことになってくると高校生なんかどうしましょうということになりますよね。ということもありますので、本人の意思、特に出すなという意思是尊重しなければいけないのかなというところかと思えます。というところで、大雑把に言ってしまうと、同意の得られる範囲で概要版を作る。概要版を作るに際しては、被害者側との対話の中で、当委員会が作るといったあたりが、今の話のほぼ共通点かと思っていますが、いかがでしょうか。

## ○柳生会長

保護者の同意、確かに、子どもの同意を尊重しなければならない、こんな事例も考えられるのだけれども、保護者の方を、そういう事例も稀なのでしょうけれども、どう考えても子どものためにやっている感じはしないと。己の自己実現のために執念をもって学校を攻撃するなんていうのも中にはあるような気がするのですよ。子どものことなんかどうだってよい、要は親の気持ちが満足しなければという事例もいくつか私たちは見てきたと思うのですよね。そうすると、これは虐待じゃないかと。ともかく子どもは学校行きたいと言っているのだけれど、お前行くなと言っているのと同じで、そういう事例にちょっと被せてみたら、そんな事例があってもおかしくないという感じはしたのですよ。

## ○小池委員

ゆえに、個別的にその都度協議で公表の範囲その他を考えていくと。今、会長のおっしゃった、お言葉ですがと言ったら何なのだけれども、確かに子どもの方はもう打ちひしがれていて、もういいですと、もう僕は転校しますというように消極的な方

に行ってしまうけれども、親の方がそんなことはない、君は戦うのだという方向で鼓舞するということもなきにしもあらず、ということもありますので、一概にこうしようと言えるものでもないように思います。

### ○大滝委員

先ほど共同作業でというふうに私申し上げたのですが、今の小池委員と柳生会長のお話を伺って、共同作業ではあるけれども、やはりこの委員会における責任において、プライバシーは基本的に尊重しますけれども、そういったケースバイケースなので、圧倒的に被害にあったとされる方のご家族が正しくて全部そこに添うというわけではなくて、子どもの学習権とか、基本的な人権が守られていないようなケースにおいては、必ずしもご家族の言うこと全部に従う必要はないわけですから、十分な会話はするけれども、ご家族との同意のもとで作るなどという文言にしないで、ご家族のご意向は十分に尊重しながら、この委員会で作るという方が良いかなと思って、そこはちょっと明確にしておいた方が良いかなと思いました。

### ○柳生会長

もしかしたら今日まとまらないのではないかなという危惧もしたのだけれども、話の内容からすると何となく、まとまりそうな気がするのですけども。

### ○小池委員

ある意味、その都度協議ですから、その都度悩むと思います。

### ○永田委員

心配事としては、被害者のご家族と本人と話し合っ作り上げていくという中で、加害の側であったり、中立であるという場合に、学校の先生方も公表にあたって、この内容で公表してよいかという確認などは、中立であるがゆえに、どこで全員の真ん中をとっていくというか、被害者の方々とだけで作り上げていいのかなという心配が今ちょっと出ています。

### ○柳生会長

そのあと言葉で言うとみんなよく話し合っているなんていうのだろうけれど、そういうわけにはいかないという事例もありますよね。例えば、自死の場合なんかは、加害者がある程度明確に出てきているときに、こんな文書でよろしいですかねというわけにはいかないですからね。自死事例の場合は到底そういうのはあり得ない。難しいですね。

### ○小池委員

基本は、先ほど大滝先生がおっしゃられたとおり、私たちの調査報告書がそもそもあるわけですので、私たちがその責任を持つ調査報告書の内容をベースに、それを公表するのだけれども、これについての意見はいかがですかということで、内容どうしましょうかねという形ではなくて、私たちはこう出そうと思うけどいかがですかという形で。

### ○大滝委員

個人情報に配慮するということではもう被害者側のことをすごく重要視するけれど

も、調査報告書は基本的に公表版であってもあるいは概要版であっても本体であっても、同じ趣旨で私たちは書かなくてはいけないと思うのですよね。もちろん、学校等に対する配慮も、本答申書を作るときにも視野に入れてやっていく必要があると思います。一方的に被害児童がこう言っている、家族がこう言っているということで事実でないものまで断定するのはやはり良くないと思うので、そこはやはり言えるものと言えないものがある、そもそもしつこいですけど、この調査会には捜査権のようなものがないので、嫌だと言う人には無理やり聞くことができないわけですよね。だからどうしてもこの横浜市版のように、ここはわからないということが増えてくるのはやむを得ないと思うし、やむを得ないというよりはわからないものまでわかったように書く、決めつける方がよっぽど危険なので、わからないことについてはわからないと書くので、それはご家族皆さんから了解得られにくいかもしれないけれど、そこはフェアにしないといけないかなというふうに思っています。

### ○小池委員

あえて言えば、公表の有無にかかわらず調査報告書作成の段階で、そこは配慮するなら配慮して、公表の段階ということであれば先ほど申し上げたとおり、被害者側が調査報告書を用いて記者会見を行ってもよいわけですから、そう考えると、公表の段階だから、学校や加害側に配慮しなければいけないということではなくて、作成段階で配慮するならばと。ただこの配慮が行き過ぎると、加害側が否認したら何も認定できないような、それもまた行き過ぎだと思しますので、結局はその都度、いつもそうですけど、その都度悩むしかないというところかなと思います。

### ○佐藤みのり委員

あとは公表版を作るにあたってというか公表するにあたってですけど、やはり被害者側に公表の意味についてもきちんと説明すべきなのかなと。確かに先ほどからあったように公表のデメリットというところもあるかもしれない。それについての情報提供もしていく必要があると思うのですけれど、最初被害に遭った人たちは自分のことで多分とても精一杯になっていると。そういう中で何のために公表しなければいけないのかがわからないから同意しないということもあると思うのですけれど、二度とこういうことを起こさないようにみんながプライバシーには配慮するけれども、みんなでその事実を共有することによって次のことを起こさないのだというその意味をきちんと伝えていくことが大切かなというふうに思います。

### ○佐藤雅己委員

もう一つ、公表のあり方なのですけども、公表するデメリットを防止するということについても、公表版、概要版には役割を担って欲しい。だから例えば、ここにもマスコミの取材とか、インターネット上への個人情報掲載等があったと記載がありますけれども、その公表版と一緒にメッセージというのでしょうか、付言というのでしょうか、「再発防止だけではなくて、次元上の、人権を守るんだよ、これが発表された後も、公表した事実が悪意を持って利用されたりすることがないように報道機関も含めてぜひご配慮くださいよ」というようなメッセージの役割もぜひ担って欲しいなと思っています。

### ○柳生会長

可能かな。

### ○小池委員

公表するに際しこういう配慮みたいな、釘を刺すこと自体はそんなに難しい作業ではない。

### ○柳生会長

釘を刺すことは問題ないと思いますが、釘は刺しても糠に釘が現状ですよね。そうなると、結局守れないということになりますね、人権を。

### ○佐藤みのり委員

公表したことによって、個人名とかそういう個人情報の方に行くのではなくて、それで満足してくれというような形のメッセージですかね、イメージとしては。

### ○佐藤雅己委員

最大限配慮して出せる情報はここまで、そこを踏まえて、これ以上プラスアルファの詮索をすることで傷つけるようなことがないように、ぜひみんな人権というものを考えましょうよ、趣旨としてはそういうことです。そういう付言があると大分違うのかな。

### ○大滝委員

付言に賛成なのですけど、メディアというのは基本的に裏を取らないといけないというところがあって、調査会に対する100%の信頼感を持ってくれれば良いのでしょうけれど、そうはいかないとなった時に、何か記事にする時に必ず実際にはどうだったのですかと、やはり再度聞きに行くと思うのですよね。そういうメディアの本質、メディアというよりは物事を何か話す時には必ず裏を取って事実か本当かどうかということを確認しますよね、我々でも。そういった本性みたいなところを考えると、どうなのでしょう。だから私の提案としては、ここで今ディスカッションするのはいいのですけれど、1年か2年やってみたとところで再度この公表の問題については検討するという、最後に何か付言か何かで付けておいた方が良いのではないかとは思っているのですけれど、ここでやってみて実際に。でも裏を取りに行くのではないですかね。メディアの人に聞きたいけれど、そういう訳にはいかないから。

### ○柳生会長

ちょっと一呼吸おきながら、考えましょう。あと15分ありますから。ちょっとこれから15分間くらい、もう少しね、深めたいと思いますけれども。基本的に今日どうしてもということになれば、多少とも、もう1回くらいやってもいいかなというふうに考えています。下手をすると、年度を跨ぐかもしれないと。でも、とても大事なことです。ここでとにかくある程度概要というか、ガイドラインだけは決めておいて、細かい部分についてはさらに詰めた上でもう1回やるということも考えられる、ということ視野に入れておいてください。ここで、同意を得た場合はこうしましょう、何々したらこうしましょうということは、ちょっと無理かなという感じはします。ただ、今まで話を聞いていると公表するという方向には動いているような気がするのです。でも、決を採って見たらそうではなかったということだと、どうしようもないですからね。だからもうちょっと考えましょう。

### ○小池委員

文書の形でまとめますかね。

### ○柳生会長

文書の形でまとめないと。そんな長い文章じゃないのですよね。

### ○小池委員

今の内容からすると？

### ○柳生会長

今の内容から。

### ○小池委員

横浜市はものすごく詳細なルールなのですけれども。ただ、先ほど話し合った内容は詳細に決めること以上に意味のあるようにも思いますし、よいのではないかと思うのですけれども。

### ○金子委員

私ずっと伺っておって、ちょっとこう一つ考えるところがあるのは、神奈川県はじめ防止基本方針にもう一度立ち返ってみた場合に、公表については、学校の設置者は公表します、という書きぶりでありますので、第三者委員会、ここが最終的にこういう公表をなさいたいというよりも、最終的にはそれをもとに、学校設置者であるところがどう公表するかというのをまた考えるという、二段階重ねなのかなというふうにちょっとずっと思っておったのですね。そういう括りになっていると思います。それから公表すれば何らかの反応があるのは当然のことですので、反応を一切抑えようということはちょっと無理があるのかなと思うのですね。公表することは何らかの反応があるということです。先ほど冒頭、その資料1の説明についても、それを影響ありと見るか影響なしと見たのかという実際の差があるとおっしゃったと思う。私も全くそうだと思うのですよね。何らかのこういうマスコミからの問い合わせがあったとか、あるいは記事を見た一般市民からこういう意見があった。それは当然のことですので、それをもって、影響ありという考え方がやはりちょっと慎重すぎるのかなあと私は聞いておりました。ただ当然のことですよね。それがやはり公表するという重要な要素でありますので。そもそもこれがあるのは、隠蔽の体質を疑われてしまうことを一番懸念しますので、やはり報道関係の方が見にくい部分でやっているなというふうに思われてしまっは非常に心外ですので、第三者委員会が入ってきちんとやっているのだということをおわかってもらう必要があるのかなと。ただ公表については、私どもの意見と教育委員会の意見もやはりそのすり合わせもあるのかなというふうに考えております。ですけれど、場合によったら概要版というのは、県の教育委員会が作成するという考え方もありますよね。公表を基にここまで公表できるということ。設置者としてはそれを公表すると。

### ○事務局

あるとは思いますが。

## ○金子委員

小池委員がおっしゃったように、報告書をもとに、被害者側が丸々公表するということがありますよということ。

## ○小池委員

御指摘のとおり、公表そのものについては、主体は学校の設置者、教育委員会になるかと思えます。ただ今回方向性のまとまってきた概要版の作成ということになると、これをどちらが作るかというのは、両方あり得るかと思うのですね。先ほどの話の中では、私たちの方が被害者側と意思疎通を図りながら作るという方向のように、もう思えたのだけれども、そういうあり方ばかりではないと。教育委員会の方で作成するというのもあるかなとは思いますが。そこはどうか。

## ○佐藤直樹委員

小池委員が言われたように、被害者側と意思疎通があるというのは重要な要素だと思います。教育委員会側が被害者側と意思疎通をきちっとしておけば、そういう形も可能ですし、大体取れないというか、学校サイドと距離感が出てしまうがゆえの第三者委員会なので、被害者側の意思疎通というのはすごく重要になってくると思います。それと、こういう場で、弁護士の先生方もおられるので、先ほど言った主観的事実と客観的事実というのにすごく私はこだわるのですけれども、やはり客観性を担保すると言いながら、先ほど大滝委員が言われたように捜査権がないので、そうなる、行政なり、第三者委員会がやるということとは、司法が判断することは当然別物になってきてしまいます。そうすると、やはり客観的事実にできるだけ近づけるようにするけれども、主観的事実である程度書かざるを得ない。その上での被害者側との意思疎通というのが重要になってくるというふうに私は考えます。

## ○柳生会長

そろそろ時間もきているのですけれども、今日の議論を簡潔にまとめるなりして、少なくとも公表は前提として話していたような気がするのですね。ですから、それはもうゆるぎないものであるというふうに認識してよいですか。何か御意見あったら。その上で、再度、3月の、2月でもよいのですけれども、これでもう最終の答申にしていきたいと思えますけれども、それはよろしいですか。

## ○小池委員

今議論になったところで、概要版の作成主体だけははっきりさせておいた方がよいと思うのですね。教育委員会が作成するというやり方、あるいは調査会の方で作るというやり方と両方あるかと思うのですけれども、忙しさとかそういうことで言えば作っていただきたいのは山々ではあるのですけれども、私たちの調査会がこれまでやってきた調査というのは、基本的には被害者側の方とのコミュニケーションを大事にして調査してきたものだと、ある意味自負しております。調査の途中で中間報告をやって、補充調査の必要とか調査に対する希望とかを伺って、そうしたものを踏まえて調査報告書を作成しているわけで、被害者側とのコミュニケーションを大事にしてやってきたと評価していいのではないかと思う。その結果としてだけれども、県でこれまで何度か調査報告書を出させていただいているけれど、再調査してくれという要望が出たことはないですよ。

**○事務局**

はい、ございません。

**○小池委員**

ということで、そこはやっぱり誇ってよいことだと思うし、今までやってきたことの流れからするならば、概要版を作るに際してもこういうふうにとということですね、被害者側との対応を大事にして概要版を作成するというのも意味のあることかなと思いますので、私は委員が作成しているのではないかと思います、いかがでしょうか。

**○柳生会長**

小池先生の意見、いかがでしょうか。

**○金子委員**

いわゆる概要版イコール公表版も作るということですよ。

**○大滝委員**

規定にはどうなっているのですか。

**○小池委員**

公表主体はあくまでも教育委員会なのです。ただ、物を作るのが両方あり得るところです。

**○金子委員**

教育委員会も同意が必要になってくるのかなと。

**○佐藤みのり委員**

やはり被害者側との信頼関係ということ言えば、被害者にこんな感じでどうですかと示す時に、調査委員会が全く出てこなくて教育委員会だけが出すよりは、調査委員も被害者に会ったほうが信頼関係は保てるのかなとは思いますが。調査委員会が作成というか、「携わる」形で、もちろん主体は教育委員会なので教育委員会の内容に関する同意も得た上で、最終的には調査委員会も関わる形で被害者に提示するのがいいのかなとは思いますが。

**○金子委員**

設置者が公表しますということなものですから、これについてはどうクリアしているかということですよ。

**○柳生会長**

そうですね。

**○大滝委員**

ちょっとちゃぶ台返しみたいな議論になってしまうのですが、そもそもこのいじめ防止対策推進法のいじめの定義は、児童生徒の主観に基づいて、いじめを広く定義するところから始まっていますから、このいじめを受けたという生徒さんの親御さんとそうではない人達との間で、もしかすると一致点が出てこないことが非常

に多いような気がするのですよね。だから、生徒児童の人権を守るということはすごく重要なものだけれど、この調査の結果がそんなにご家族の非常に満足なものになるとは限らないですよ。県で再調査を希望した人はいないと言いますが、いろいろな市で携わっている人の話を聞いたり、私自身もあるのですが、非常に後々まで調査を、そして調査委員を責めるということはよくあることなので、その辺が調査報告書から公表版にするときに、個人情報を中心としたご家族の意向は尊重するけれども、内容の変更とか、趣旨の変更というか、そういうものは、起きることによっては、大変なことになってしまう。それから、一部だけ発表してくださいとかもし言われたとしても、一部だけ発表することによって全体がすごく歪む可能性もあるので、公表版はやっぱり、つまり概要版は本体と趣旨が本当に一貫して同じでないといけないと思います。だから、それを誰が作るのかという問題になってくると思うのですけど。そういったことを踏まえながら、ちょっと話がわかりにくくなったのだけど、私は調査会で作ればいいのかと思ったのですが、こう見るとやはり教育委員会というふうなことも公表があるので。

**○小池委員**

公表主体は教育委員会ですよ。

**○大滝委員**

公表版をどう作るのかという話ですね、今は。だから調査会の意向が十分に反映されれば、公表版は教育委員会に作っていただいてもいいのかなと思うのですが、その際にご家族との個人情報等の取り扱いのところは、調整をちゃんとしといていただかないといけないということになりますかね。

**○小池委員**

両方やり方はあり得ると思います。

**○大滝委員**

わかりました。

**○柳生会長**

今お話したのですけれども、もちろんこの調査部会が作ることにありますよね。

**○小池委員**

調査報告書は。

**○柳生会長**

それは部会が作りますよね。

**○金子委員**

そうですね。

**○柳生会長**

事務手続きとしては、やはり、事務局の方で作っていただいて、我々が見るという形がよいのかな。それでよろしいですか。

### ○小池委員

概要版を作るに際して、でき上がった調査報告書をもとに、たたき台を事務局に作っていただくところはお願いしないとうしようもありませんから、たたき台を事務局に作っていただくところまでは、それで良しと。あとはそのたたき台をもって、どうですかというのを私たちがやるか事務局がやるかという違いぐらいかなというふうには思います。

### ○柳生会長

それは私たちがやってもよいかもしれませんね。でも事務局も入ってやっていただくという。

### ○小池委員

ついでに言うと、今調査報告書を渡すのは事務局にさせていただいているではないですか。その機会ももしかしたら、調査報告書を渡しがてら、要約版はこういうふうに表示しようと思っっているのだけれどどうですかというふうな、一遍にやってしまった方が当然良いわけですから、そういう手続きになるかと思えますけれども。それを事務局がやるのが良いのか、私たちがやるのが良いのかということにもなるかと思えます。

### ○事務局

実際どうやって運用していくかという話になると、おそらく今小池先生が言ったようなことにならざるを得ないのかなというのが、これまで携わってきた者としては、感じるどころです。ただ、最終的に公表は、基本方針にも書いてあるとおり、教育委員会の名前で公表いたします。でも実際、当事者とやりとりするのは、第三者委員会の調査が入っている間は、主体は第三者委員会になりますので、そういう意味で言うと、接点というか、パイプの太さという意味では、やはり調査委員会抜きでこの概要版を語ることは、ちょっとなかなか難しいかなというところは、事務局としては感じています。

### ○柳生会長

それでは、時間となってしまったので、次回に送りたいと思います。送るにしましては、概要版での調査公表は、整頓していくと。制作の手順についての事務的な問題についてはさらに詰めて、次回まとめたいと思います。できれば次回の調査会で、答申できるころまで持って行きたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

### ○事務局

はい、結構です。

### ○柳生会長

では委員の皆さん、それでお願ひします。

### ○柳生会長

それでは、次は 28 条第 1 項に基づく事項に移りたいと思いますが、以降の会議はプライバシーに関する情報を取り扱う内容が含まれております。傍聴人の方々につきましては、ご退出をお願いしたいと思います。

### ○事務局

それでは、以降の会議は非公開となりますので、恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出いただきますようお願いいたします。

－ 傍聴人退室 －

## 2 いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づく事項

－ 非公開 －

### ○柳生会長

それでは、時間となりましたので、委員の皆様からご意見等がありますか。なければ、本日の議事は以上で終了いたします。どうもご苦労さまでした。それでは最後に事務局からお願いします。

### ○事務局

柳生会長ありがとうございました。

次回の日程ですが、先程もございましたけれども、3月の開催を考えております。後日、日程調整を行いますので、お忙しい時期ではございますが、御協力をお願いしたいと思います。

以上で第3回いじめ防止対策調査会の日程は終了となります。本日はどうもありがとうございました。